

若越郷土研究

37の3

戦国期の北庄橋

小泉 義博

はじめに

中世越前国を貫く北陸道に沿っては、旅行者の便宜を図るための様々な交通施設が設置されていた。そうした施設の一部に関して、筆者はかつて「中世越前国における北陸道」¹⁾で粗略な検討を加えたが、その後、足羽川を渡河する北庄橋の史料をいくつか新たに得ることができたので、ここにそれらをまとめて紹介して分析を加えてみたいと思う。なお記述の都合により、旧稿と一部重複する点がある。

小泉 「戦国期の北庄橋」

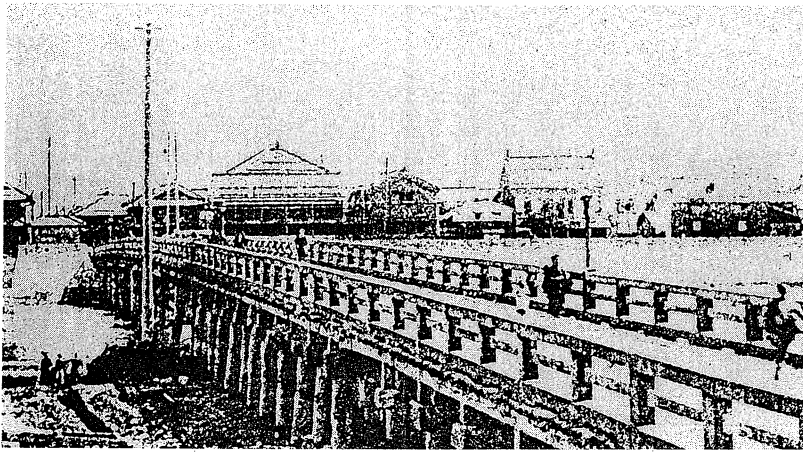
北庄橋とは、北陸道が足羽川を越える地点に架設された橋で、近世の地誌書『越前国名蹟考』によると「九十九橋」・「米橋」などと称されたという。いずれも長さに因んだ呼称のようである。同書には、

長八十八間。内四十七間板、四十一間石。
岸一丈二尺、水五尺。²⁾

と見えて、全長八八間のうち四七間は木材によって組み立てられており、残り四一間は石材で築かれていたとされている。北半分（つまり右岸寄り）が木材、南半分（左岸寄り）が石材であった。また幅は三間半（高欄を除いた内のは二間半）であった。かかる様式の橋はきわめて珍しかったようで、第一図に掲げた葛飾北斎の浮世絵「諸国名橋奇覧」³⁾にも、その一枚として「あちぜんふくるの橋」⁴⁾が加えられている。この絵は足羽川の南岸から北東の方角を眺めて描かれており、おそらく北斎は足羽山からこれを写生したものであろう。また第二図は、この橋の明治四〇年頃の写真であって、これも南岸から北東の方角に



第1図 葛飾北斎「諸国名橋奇覧—あちぜんふくるの橋」



第2図 明治40年頃の北庄橋（九十九橋）……南岸から北に向かって撮影

向けて写したものである。なお『越前国名蹟考』では、この半木・半石による架設工事は柴田勝家の命によるものと語られており、確証は得られないものの、一応考慮すべき説として上げておきたい。ただし同書が、この橋を最初に架設したのは勝家だと述べる部分は妥当でなく、戦国期にはすでにこの橋は存在していたのである。

この橋の戦国期における呼称は、後掲の史料に見えるように、足羽川の北岸にある北庄に因んで「北庄橋」・「北庄大橋」と称されたり、南岸の木田庄きのたじょうに因んで「き多橋」と称されたりした。以下では便宜上、北庄橋の表記に統一しておくたい。

二

北庄橋が架設されていることを示す史料として最古のものは、延徳三年（一四九一）に記された冷泉為広の筆による越後下向日記の次の一節であろう。

キダ 寓花
石バ、キ 百八間ノ橋アリ
北ノ庄 里

右の記事によると、木田庄から石場にかけては家並が続き、その次に一〇八間の長さの橋（本稿にいう北庄橋）があり、それを越えれば北ノ庄になると言うのである。長さが一〇八間というのは、近世の橋長の数値とは相違しているが、橋梁架設や護岸工事などの技術水準の差によって生じたものであろう。冷泉為広が越前を通過したのは延徳三年三月のことであつたから、既にその時点では明らかに北庄橋は架設されていたことが知られるのである。

次いで北庄橋に関する史料として、次のような札銭（役銭）請取状が得られる。これらについても先稿では検討することができなかった。

請取申北庄大橋札銭事

合式百文者 但天文十年分

右、所請取如件。

天文十二年正月十五日

江守（花押）
室田（花押）

籠谷寺

請取申御役所へ札銭事

合式百文者

右、為天文拾貳年分、所請取申物件。

天文十五

二月十五日

宇野

(花押)

滝谷寺

前者の史料は、滝谷寺が天文十二年(一五四三)に納めた北庄橋の札銭の請取状で、納められたのは前々年の天文十年(一五四一)の分である。発給者の江守・室田両氏は、朝倉氏の代官として北庄橋の管理と橋賃(通過料)徴収に当たっていた人物であろう。本来

ここを通過する者はすべて橋賃を支払わねばならなかったが、おそらく滝谷寺はその都度の支払いを免除してもらっていたのであろう。そしてその代わりに右のごとく一括して札銭(後掲する天正期の史料では役銭と表記される)を納入したものとされる。札銭の額については一年に二〇〇文と定額化されていたようである。

次いで後者の史料も、前者と同様に天文十五年(一五四六)の北庄橋の札銭請取状であるが、ここで納められているのは三年前の天文十二年分(一五四三)であって、納入時期

小泉 「戦国期の北庄橋」

のかなり遅れている点が気に掛かるところである。おそらくは経済的に逼迫する事態が滝谷寺に生じていたための遅延であろう。

三

さてそれから約二〇年後の永禄十一年(一五六八)になって、この北庄橋に大規模な修理が加えられることになった。

就北庄橋修理之儀、神明森可打木印由、本保新右衛門尉・立田新介依申、其方訴訟之通、吉道披露之处、神明大社付而、彼森之木、前々所々木印被相除段、無別儀之条、今以不可有相違之旨、御意候。并当庄内番置木、神明之拜殿大破由候。此度之儀者、

為御捧加被為付候条、修理可相調旨被仰出候。此等之趣、本保・立田江申届候。謹言。

永禄拾壹

十一月五日

山本庄内水落神明之

神主四郎左衛門尉殿

景当 (花押)
(前送)
(河合) 吉統 (花押)
(朝倉) 吉道 (花押)

右の朝倉氏奉行人連署書状によると、北庄橋の修理に必要な用木を確保するために本保新右衛門尉・立田新介の両人が、神明神社境内の森で伐採すべき立木に木印を打ちたいと申し入れたが、神明神社は先例がないので除外してほしい旨を朝倉義景に訴え、義景はその除外を容認した。また山本庄内に集積された木が崩れて神明神社の拜殿が大破する事態となっていたが、その拜殿修理の経費は義景が奉加するので、直ちに修理を行うようにとの仰せである。なお以上の趣旨は本保・立田両氏にも伝達されている、と述べられているのである。

この史料で語られる北庄橋の修理実施の契機は、洪水による崩壊や老朽化に対応した補修などといったものではなくして、朝倉氏が領国全体にわたって命じた交通施設の全面的な改修事業の一環に位置付けられたものであった可能性が高い。と言うのは、これより五年前の永禄六年(一五六三)に、府中・今泉間のいわゆる西街道を普請すべしとの次のような指示が出されていて、それとの関連が強いように推測されるからである。

当所堂社少破、并海道巷間半間内、道巷間、半とし、両端の法面（傾斜面のこと）を除き、定尺渡之候条、修理普請、来廿五日以前可被相調。於延引者過怠可被 仰付之由候。至出来者、三人有之所へ可有注進候。仍自田島道へ奉土之事、向後堅可停止旨□被仰出候。恐々謹言。

永禄六

藤田八郎左衛門尉

十月十二日

吉連（花押）

石黒弥左衛門尉

吉富（花押）

斎藤左京進

景将（花押）

今泉浦

寺庵中

給人中

百姓中

この藤田吉連等が連署した書状によれば、今泉の堂社破損の修繕と「海道」の整備とが同時に指示されており、二十五日まで完了しなければ処罰が加えられるであろうと厳命されている。宛先に見える寺庵・給人が主にその経費を負担し、百姓中は現場での作業に従事したものであろう。注目すべきは道幅に関する規定であって、道幅は全体として一間

ととし、両端の法面（傾斜面のこと）を除き、定尺渡之候条、修理普請、来廿五日以前可被相調。於延引者過怠可被 仰付之由候。至出来者、三人有之所へ可有注進候。仍自田島道へ奉土之事、向後堅可停止旨□被仰出候。恐々謹言。

の普請が計画されて、翌十三年（一五一六）から実施された。さらに大永元年（一五二二）には「浅水之金橋」架設のための出銭が、水落の町衆や神明神社の祝屋敷などに賦課されていたのである。

田島の土を道の「奉土」（盛土のこと）に取ることも厳禁されているのである。永禄六年からの西街道整備がこのように厳重に実施され、やがて完成に至ったならば、事業はさらにその先の区間、つまり府中以北においても実施されたことであろう。そして永禄十一年には、先に引用した史料のごとくに北庄橋の修理が実施されることとなったのであるまいか。橋管理の代官である本保・立田両氏は、そのために直ちに用材の確保に奔走し始めたのであるが、神明神社の森については除外することが朝倉義景に認められていたのである。

先に引用した永禄期の二点の史料は、永正大永年間の街道整備と同様の事業が、朝倉義景によって永禄年間に再び計画され実施されたことを示すものではないだろうか。そしてその目的とするところは、全国統一の機運に対応した越前支配体制の整備にあったと考えるべきなのであろう。

四

天正元年（一五七三）になって朝倉義景は織田信長軍によって滅ぼされ、越前は信長の命を受けた桂田長俊の支配するところとなった。彼はもとは前波吉継と称する朝倉氏被官人であったが、元龜三年（一五七二）に織田信長軍に寝返ったもので、その功績により姓名を改め、越前守護代の地位を与えられて支配の任に当たったのである。この桂田長俊の支配する段階になっても、幸いに北庄橋は無

事に残っていたようで、次のような役銭請取
状が残されているのである。

納北庄橋御役銭之事

合式百文者 とき谷寺弁

右、所請取如件。

天正元

十二月晦日

林 (花押)

立田 (花押)

前節で引用した天正期の札銭請取状と全く
同内容のものであって、橋を管理した林・立
田両氏は、天正元年(一五七三)十二月晦日
に滝谷寺から役銭二〇〇文を受け取っている
のである。この請取状が残されていることか
ら、織田信長軍が越前を支配下においた天正
元年八月以降の段階になっても、北庄橋では
相変わらず橋賃が徴収されていたことが認め
られる。滝谷寺はこの橋賃のその都度の支払
いを免除される代わりに、このように役銭(ま
たは札銭)と称して年に二〇〇文を一括して
支払ったのである。受領者のうちの立田氏は、
前掲した永祿十一年の史料の立田新介と同一
人物か、さもなくても同族であるから、林・
立田両氏は桂田長俊と同様に、朝倉氏が滅亡

する時点で信長に帰属していたものであろう。
しかも立田氏は、かつての橋管理の代官たる
地位まで安堵(または同族が再任命)されて
いるのであるから、信長の行った越前支配は
かなり緩やかな様相を示していたと言うべき
であろう。

しかしその後まもなくして越前では一向一
揆が蜂起し、信長の支配領域からはしばらく
離れてしまうことになる。それが再び信長軍
によって制圧されるのは天正三年(一五七五)
八月のことで、『信長公記』によると、信長は
新たな越前支配を次のように命じたという。

すなわち、まず北庄に柴田勝家を置いて八郡
を管轄させ、府中には前田利家・佐々成政・
不破光治のいわゆる府中三人衆を置いて二郡
を支配させ、大野郡は三分二を金森長近に、
三分の一は原政茂に支配させ、敦賀郡は武藤
舜秀に委ねたのである。

しかしながらこうした一連の混乱の中で、
北庄橋は崩落してしまつたらしい。信長軍な
どの軍勢の進撃を阻止するため、一揆勢など
が破壊したものかも知れない。そこで天正三
年に新体制が成立すると、柴田勝家は直ちに

北庄橋の再建に取りかかったのである。

廿壹人在之石屋内、十人ハキ多橋ヲ火急ニ
可切之。残十一人ハ、大石引所へ可遣旨、
御説候。但キ多橋出来候間、私仕事於在之
者、可被加成敗之旨、被仰出候条、廿一人
之者共堅可申付者也。

五月廿三日

徳庵

等□ (花押)

聞下齋

□ (花押)

石屋大工

彦三良

この史料は柴田勝家被官の両人が、石場に
居住した石屋大工(石切職人の責任者)の彦
三良に宛てて発したもので、二人の石屋の
うち一〇人は「キ多橋」架設の石材を切り出
し、残り一人は「大石引所」に赴いて普請
に参加するようにと述べるとともに、「キ多
橋」完成以前には「私仕事」に従事してはな
らないと厳命しているのである。「キ多橋」に
は木田橋の文字が当たると思われ、橋の南岸
の木田庄に因んでの呼称であろう。この文書
の発せられた年次は不詳であるが、天正四年
(一五七六)である可能性が最も高いように

思われる。と言うのは、文言中に「大石引所」と見えるのは北庄城建設のための石垣工事と考えられ、当然この城普請は勝家が入部して直ちに命じていたであろうから、天正三年九月から実施されていたと考えなければならぬ。そしてこれに加えて、いま初めて北庄橋の架設工事が右の奉行人連署状で指示され、石屋大工の人数を割いて一〇人に橋の石材を切り出すよう命ぜられたものであろう。つまりこの文書によって初めて北庄橋の架設工事が開始されたと考えられ、それは天正四年五月からだったのではないかと推測されるのである。

ところで、ここで近世の地誌書『越前国名蹟考』を見てみると、その異本の一つ山崎本には次のような朱筆の追記があるという。

天正六年、北庄大橋カ、ル。柴田侯。慶長五年三月十五日、大橋出来、渡り初。青木紀伊守。此事駒屋善左衛門ニ書付有り。¹⁵⁾

これによれば、柴田勝家が命じた北庄大橋の架設工事は天正六年（一五七八）に完成したと言っているのである。先に推測したごとく、北庄橋の架設工事は天正四年五月に石屋大工に

命じて着手された可能性が高く、そしてこの追記の述べるように二年後の天正六年に完成したとするならば、年次の上では不都合な点はまったくない。信頼度に多少の問題も残るが、今のところ唯一の工事日程についての史料として注目しておきたい。なお右の記事ではその後、青木紀伊守秀以の命によって北庄橋の架け替え工事が行われたとされ、慶長五年三月十五日に竣工して渡り初めが行われたと見えている点にも留意すべきであろう。

ところで、勝家はなぜ木材・石材を混合して北庄橋を架設させたのであろうか。というよりもなぜこのような工事が可能だったのであろうか。

先に掲げた第二図から判断されるように、橋脚に使用されている石材は、木材とほとんど同じ太さに加工されている。このように加工が容易で、しかも強度も充分な石材が豊富に得られること、これが石材使用の第一の要件であって、それを可能にしたのが、足羽山の周辺とくに石場から産出される笏谷石（緑色凝灰岩）であった。

もう一点指摘すべきは、橋脚の下の地盤の

状況である。これも第二図から知られるところであるが、足羽川の河流は河川敷の北半分を流れていて、南半分は土砂の堆積した河原になっている。つまり石材使用は河原部分に限られているのである。もしこの土砂がすでに戦国期に堆積していて、河川敷の南半分が河原になっていたとするならば、勝家の命じた石材使用の橋架設工事は、なんら河流の妨げを受けることはなかったのである。これに對して河流のある北半分については、従来から技術的経験を積んでいる木材が使用されたのである。以上のように、北庄橋に石材を用いて架設する要件の第二として、その地盤となる南半分の河川敷には土砂が堆積しており、工事中に河流による妨げを考える必要がなかったという点も、また重要であったと思われるのである。

なお最後に、北庄橋がかつて徴収されていた橋賃に関してであるが、信長は勝家に領国支配の「掟条々」を示しており、その第五条に、

一、分国いづれも諸関停止の上は、当国も同前たるべき事。¹⁶⁾

と見えているので、その後は一切廃止になったものと考えてよいであろう。

おわりに

北庄橋について明らかにできた点を最後にまとめておきたい。

北陸道が足羽川を越える地点に架けられていた北庄橋（現九十九橋）は、かつては木田橋・米橋などとも称された。史料上の初見は延徳三年（一四九一）で、冷泉為広はその長さを一〇八間と日記に書きとどめている、この橋は朝倉氏によって架設されたものと考えられ、天文年間の札銭二〇〇文の請取状二点が滝谷寺文書に残されている。滝谷寺僧は札銭（または役銭とも）を一括して橋管理の代官に納入することで、橋通過の都度に橋賃を支払う繁雑さから免れていたものであろう。さらに下つて天正元年（一五七三）十二月の請取状一点も残されているので、この時点まで北庄橋が存続し、また、橋賃徴収が継続されていたことは確実としてよいであろう。さて永祿年間になって、朝倉義景は領国内の街道の全面的な改修事業を命じたようであ

る。まず永祿六年（一五六三）には西街道の修理普請が命ぜられ、測量器具が渡されて、道幅全体では一間半、そのうち道路部分（いわゆる天端）は必ず一間を確保すること、また田島の土を道路の盛土に取ってはならないことが指示されていた。続いて永祿十一年（一五六八）には北庄橋の修理に着手することとなり、橋管轄の代官本保・立田両氏は用材確保のために神明神社にもその提供を求めたのであるが、神明神社は前例がないとして免除を朝倉義景に直訴し、やがてそれが認められたのである。代官が適当な樹木に木印を打ち付けて修理用材を確保するという方法が知ら

れたのも留意すべき点であろう。天正三年（一五七五）に柴田勝家が越前に入部すると、彼はまず交通網の整備に取りかかった。北庄橋はこの時点で崩落していたらしく、橋の再建資材は北半分を木材で、南半分を石材とすることになった。石材が使用されたのは、近くで笏谷石という良質の石材を産出したことに加えて、河川敷の南半分には土砂が堆積していたために、地盤が強固で、かつ河川による妨げを心配する必要がなかった

からであろう。この工事は天正四年（一五七六）五月に着工されたと推測され、二年後の天正六年（一五七八）に完成したものとごくである。その石材切り出しは石場に居住した石屋二人に対して命ぜられており、人数を割いて一〇人は北庄橋の石材切出し作業に従事し、残り一人は北庄城の石垣工事の現場で作業するようにと指示されていた。彼らの槌の響きは、北庄（福井）を中心とする近世の政治・経済の秩序を建設する音と聞くべきであろう。

注

- 1 拙稿「中世越前国における北陸道」（『日本海地域史研究』第三輯、一九八一年）。
- 2 『越前国名蹟考』（杉原丈夫氏編『新訂越前国名蹟考』、松見文庫刊）。
- 3 第一図……葛飾北斎「諸国名橋奇覽」ちちぜんふくろの橋。『北斎』（『浮世絵大系』八、集英社）から複写。
- 4 第二図……福井県立図書館所蔵写真。舟沢茂樹・松原信之氏共編『写真明治大正昭和福井』（『ふるさとの想い出』一九、国書刊行会）から

複写。

- 5 小葉田淳氏「冷泉為広卿の越後下向日記と越前の旅路」、『福井県史研究』第三号、一九八六年。
- 6 「滝谷寺文書」第二五号（『福井県史』資料編四、中近世一）。
- 7 「滝谷寺文書」第三五号。
- 8 「瓜生守邦家文書」第三六号（『福井県史』資料編五、中近世三）。
- 9 「西野次郎兵衛家文書」第五八号（『福井県史』資料編六、中近世四）。
- 10 前注1拙稿。
- 11 「滝谷寺文書」第一三五号。
- 12 『信長公記』卷第八（奥野高広・岩沢愿彦氏校注『信長公記』—『角川文庫』二五四一）。
- 13 「木戸市右衛門家文書」第一号（『福井県史』資料編三、中近世一）。
- 14 本文書を掲載した『福井市史』資料編二（古代中世）の解説で、北庄城普請の可能性が指摘されている。
- 15 杉原丈夫氏編『新訂越前国名蹟考』別卷六三三ページ（前注2）。
- 16 『信長公記』卷第八。